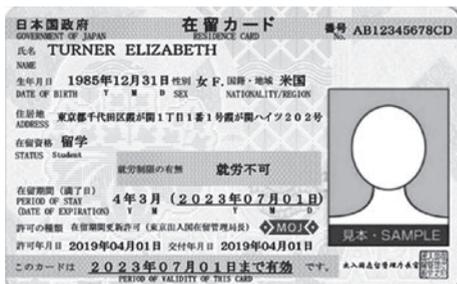


### 3. 在留手続き

#### (1) 在留カード

[表面]



[裏面]



#### ① 在留カードの交付

在留カードは中長期在留者（3ヶ月を超える在留者）に対し、上陸許可や在留資格の変更、在留期間の更新許可などに従って交付されるものです。

#### ② 在留カードの携帯義務

在留カードは常に携帯しなければなりません。違反をすると罰則があります。

#### ③ 在留カード記載事項の変更

##### ● 住居地の変更【市区町村の役所手続き】

住居地に変更が生じた場合には、いままで住んでいた市区町村に転居届を提出します。また、新しい住居地に移転した日から14日以内に、在留カードを持参のうえ、移転先の市区町村にて届出をしなければなりません。届出をしなかった場合は、罰則があります。

##### ● 住居地以外の変更【出入国在留管理局で手続き】

氏名、生年月日、性別、国籍・地域などの変更については、変更が生じた日から14日以内に在留カードを持参のうえ、出入国在留管理局に届出をしなければなりません。

#### ④ 在留カードの再交付申請

在留カードを紛失、盗難等の理由により失ってしまった場合、その事実を知った日から14日以内に出入国在留管理局に在留カードの再交付申請をしなければなりません。申請の際には、失ったことを証明する書類（遺失届証明書、盗難届証明書、り災証明書等）が必要となります。

#### (2) 在留期間更新

在学中に在留期間が満了する場合は、出入国在留管理局で在留期間更新手続きが必要となります。申請書は国際交流センターで配布しますので、申請時期（在留期限の3ヶ月前）になりましたら、国際交流センターに来室してください。ただし、修学状況によっては、更新申請ができない場合もありますので、注意してください。

1日でも在留期間が過ぎると不法滞在になるので注意してください。

#### ① 申請方法

申請方法や必要書類等詳細については、申請書配布時に説明します。在留期限の3ヶ月前になりましたら、国際交流センターに来室してください。申請には、国土館大学が発行する書類も必要となり、その発行には一定の時間を要します。速やかに手続きを進めるため、自分の在留期限を把握し、余裕を持って行動してください。

#### ② 在留期間更新後の手続き

新しい在留カードの発行を受けた後、在留カード（表面と裏面）のコピー及びパスポートに貼付された「資格外活動許可」の証印のコピーを速やかに国際交流センターに提出してください。

### 3. 在留手続き

#### (3) 資格外活動許可

アルバイトをする場合は、事前に入出国在留管理局で「資格外活動許可」を受ける必要があります。

資格外活動許可を取得した後、在留カード裏面及びパスポートに貼付された証印（シール）のコピーを国際交流センターに提出してください。

##### ①許可内容

1週間28時間以内

（大学が定める長期休業期間中は、1日8時間、1週間40時間以内）

##### ②注意事項

アルバイトをする場合は、学業の妨げにならないよう注意してください。在留資格「留学」は、大学等で教育を受けるための在留資格であることを理解し、常に学業を最優先に行動しなければなりません。

学業とは、大学の講義や定期試験はもちろんのこと、大学のオリエンテーション等も含まれます。アルバイトを理由に遅刻や欠席することは認められません。

#### ③資格外活動違反

資格外活動違反は違法行為であり、重い罰則が科されることになります。法令を遵守してください。

- 1) 風俗営業や性風俗特殊営業が行われている場所では、いかなる業務内容のアルバイトも禁止されています（清掃、皿洗い、ティッシュ配り等）。

風俗営業	キャバレー、料亭、ディスコ、クラブ、パチンコ、ゲームセンター等
性風俗特殊営業	風俗エステ、ソープランド、ファッションヘルス、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップ、アダルト画像送信等

- 2) 「資格外活動許可」を取得せずにアルバイトをした場合

- ・ もっぱらアルバイトに携わるための滞在であると認められた場合は、3年以下の懲役もしくは禁錮、又は300万円以下の罰金
- ・ 「もっぱら」とは認められない場合は、1年以下の懲役もしくは禁錮、又は200万円以下の罰金

- 3) 「資格外活動許可」の範囲を超えた場合

許可された時間を超えた場合や、禁止されている場所でアルバイトをした場合、3年以下の懲役もしくは禁錮、又は300万円以下の罰金

#### ④証印転記

新しいパスポートに更新した場合、以前のパスポートに貼付されていた「資格外活動許可」等の証印を新しいパスポートに転記（移す）ことができます。出入国在留管理局で手続きをしてください。

### 3. 在留手続き

#### (4) 一時帰国・海外渡航

##### ① みなし再入国許可 〈日本出国時の手続き〉

みなし再入国許可とは、日本出国の日から1年以内に再入国する場合に、原則として通常の再入国許可の取得を不要とするものです。ただし、出国後1年以内に在留期間が満了する場合、再入国期限はその当日までとなります。

留学生の一時帰国等、一時的に日本を離れる場合には、出国の際にみなし再入国許可の手続きが必要です。

##### ② 「一時帰国・海外渡航届」の提出 〈大学の手続き〉

一時帰国、海外渡航をする場合は、指定期日までに「一時帰国・海外渡航届」の提出が必要です。必ず事前に国際交流センターに来室し、手続きをしてください。

#### 【注意事項】

- ・一時帰国、海外渡航の際は、必ず事前に届出をし、大学の承認を受けてください。
- ・在留期間更新対象者は必要な手続きを行い、期間更新後の在留カードを受領してから出国してください。
- ・日本で3ヶ月以上在留資格に基づく活動を行っていない場合、在留資格取消の対象となります。渡航期間に注意してください。
- ・日本が定めている安全保障貿易管理上の注意事項を遵守し、持ち出し制限に注意してください (P.33参照)。

#### 【一時帰国・海外渡航届】

- ・用紙は国際交流センターで配布しています。ただし、21世紀アジア学部の学生は、21世紀アジア学部事務課で配布します。
- ・所属学部または研究科の承認印を受け、渡航日の15日前までに国際交流センターに提出してください。

#### 一時帰国・海外渡航届

Temporary Leave Notification

国際交流センター長 殿

Date:      年    月    日

学籍番号 Student number: \_\_\_\_\_  
 氏名 Name: \_\_\_\_\_  
 所属 Major: \_\_\_\_\_  
 学年 Year: 1・2・3・4 M1・M2・D1・D2・D3  
 留学生区分: 国費・私費・交換・研究生  
 Classification : Japanese Government Sponsored・Self-financed・Exchange Student・Research Student

私は(一時帰国・海外渡航)をしますので、指導教員および所属学部等の了承の上、下記の様に届けます。  
 With the permission of an academic advisor, I am applying for(Temporary return・Travel abroad)

行先 Destination	国名( ) 省・州( ) 市( ) Country: State: City:	在留期間 (満了日) Period of stay (Date of expiration)	年 月 日 Date: / /
渡航期間 Travel period	From: / / To: / /		
渡航目的 Purpose	帰省、調査・研究、観光、語学力修得、その他( ) Homecoming, Research, Sightseeing, Language learning, Other		
渡航中の連絡先 Contact information during travel period	自宅・ホテル(ホテル名): )・その他 Home・Hotel (Hotel Name: )・Other 住所 Address: _____ 電話 Tel: _____ メール Email: _____		
備考 Remarks			

◆一時帰国届を申請する際の注意事項

※この届出は、学部等の捺印を受けた上で、渡航日の15日前までに国際交流センターに提出すること。

※在留期間更新対象者(在留期限の3ヶ月前から手続き可能)は、必要な手続きを行い、新規在留カードを入手してから渡航すること。(※手続きを適切に行わなかった場合、在留期間の更新ができない可能性があります。)

※奨学金を受給している者で、一時帰国期間がサイン期間に重複し、来室してサインができない場合は、その月の奨学金は支給されないで注意すること。

※コロナ禍においては、日本再入国時の隔離措置期間も考慮し、授業に支障のない範囲で渡航すること。

◆一時帰国する際の注意事項

※日本国が定めている安全保障輸出管理上の注意事項を遵守し、持ち出し制限に注意すること。

※海外渡航中は、ホームページや大学からのメールを常に確認し、連絡体制を確保すること。

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、日程変更または万が一予定通りに日本再入国できない場合は、必ず国際交流センター及び所属学部(研究科)に連絡すること。

学部・研究科	指導教員

<2022年2月8日改訂版>

### 3. 在留手続き

#### (5) 学籍異動 [休学・退学・除籍・卒業・修了]

在留資格「留学」で在学している学生が、大学を離脱する場合、「留学」の在留資格は喪失します。したがって、そのまま日本に在留を続けることや、アルバイトをすることはできません。速やかに帰国するか、適切な在留資格に変更する必要があります。

休学・退学・除籍の場合は、在留手続きがあるため、必ず事前に国際交流センターに連絡してください。卒業・修了後の在留手続きについては、卒業・修了オリエンテーションで説明します。

#### (6) 在留資格の取り消し

入管法では、在留資格に基づく本来の活動を一定期間行わないで在留していた場合などに在留資格を取り消す制度が定められています。

在留資格「留学」の外国人留学生が成績不良、出席不良等により留学活動を行っていないとみなされる場合や、休学・退学・除籍・卒業後もそのまま日本に在留を続けるなどした場合は、在留資格取り消しの対象となります。十分注意してください。

#### (7) 卒業後の在留資格

大学を卒業・修了後は「留学」の在留期間が残っていてもそのまま日本に滞在することはできません。卒業・修了後も引き続き日本に滞在する場合は、進路に応じた在留資格に変更する必要があります。ただし、在留資格の変更は相当な準備と時間を要するとともに、条件に満たない場合は、変更が許可されない可能性もあります。卒業後の進路については在学中からよく考え、早めに準備をすることが大切です。

#### ①日本で就労するための在留資格

外国人留学生が大学卒業後に変更できる就労可能な在留資格は主に、「技術・人文知識・国際業務」や「特定活動（本邦大学卒業者）」等があります。いずれも要件や申請手続き等詳細は、就職先機関で確認してください。

#### ②継続就職活動のための在留資格「特定活動」

大学を卒業した外国人留学生で、かつ、卒業前から引き続き行っている就職活動を行うことを目的として日本への在留を希望する場合、就職活動を行うための在留資格「特定活動」への変更申請が必要です。ただし、変更申請をするためには以下の条件があります。

**【条件】**・学部や大学院の正規課程を卒業・修了見込みであること

※研究生は申請不可

- ・在留状況に問題がないこと
- ・在学中からの就職活動を証明できること  
※企業から受け取った通知文書やメール等
- ・大学からの推薦状（※）を得られること

**※推薦状は、書類審査及び面接審査の結果により発行の可否が判断されます。希望者全員に発行するものではありません。**希望者は、指定の期日までに国際交流センターで申し込みが必要です。

#### ③大学院進学決定者のための「特定活動」

在留資格「留学」で在留し日本の大学（大学院含む）を卒業した外国人で、卒業後に進学が決定している大学院への入学までの間、日本に在留することを希望する場合、一定の条件のもと「特定活動」へ変更申請をすることができます。詳細は、進学決定先の大学院にお問い合わせください。

詳細は卒業・修了留学生オリエンテーションで説明します。  
必ず出席してください。

### 3. 在留手続き

#### (8) 出入国在留管理局

##### ① 出入国在留管理局所在地

各種在留手続きは、みなさんの住所地を管轄する出入国在留管理局で行います。

名称	住所・電話番号	管轄地域
東京出入国在留管理局	〒108-8255 東京都港区港南5-5-30 TEL：0570-034259	東京都、神奈川県、 埼玉県、千葉県、茨城県、 栃木県、群馬県、山梨県、 長野県、新潟県
東京出入国在留管理局 さいたま出張所	〒338-0002 埼玉県さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎1F TEL：048-851-9671	埼玉県
東京出入国在留管理局 千葉出張所	〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティーセンター内 TEL：043-242-6597	千葉県、茨城県
東京出入国在留管理局 松戸出張所	〒271-0092 千葉県松戸市松戸1307-1 キテミテマツド8階 TEL:047-701-5472	千葉県、茨城県
東京出入国在留管理局 立川出張所	〒186-0001 東京都国立市北3-31-2 立川法務総合庁舎 TEL：042-528-7179	東京都、神奈川県相模原市、 山梨県
東京出入国在留管理局 横浜支局	〒236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7 TEL：0570-045259	神奈川県
東京出入国在留管理局 横浜支局 川崎出張所	〒215-0021 神奈川県川崎市麻生区上麻生1-3-14 川崎西合同庁舎 TEL：044-965-0012	神奈川県、東京都町田市、 狛江市、多摩市、稲城市

##### ② 外国人在留総合インフォメーションセンター

在留に関する手続き等についての相談は、各出入国在留管理局の窓口の他、以下の電話やメールでも対応しています。

- ・電話番号：0570-013904（受付時間：平日8:30～17:15）
- 対応言語：日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語等多言語
- ・メールアドレス：info-tokyo@i.moj.go.jp
- 対応言語：日本語、英語

##### ③ ワンストップ型相談センター

外国人が日本で生活するために必要な入管での手続きや、生活で困ったことの相談等を受け付けています。

- ・電話番号：03-3202-5535
- 対応言語：日本語、英語、中国語等多言語
- ・住所：東京都新宿区歌舞伎町2-44-1  
東京都健康プラザ「ハイジア」11階  
しんじゅく多文化共生プラザ内

##### ④ 外国人在留支援センター「FRESC / フレスク」

外国人在留支援センター（FRESC / フレスク）では、日本で暮らし、活躍する外国人の在留を支援する政府の窓口が集まり、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などの取組を行っています。

- ・電話番号：0570-011000（受付時間：平日9:00～17:00）
- ・住所：〒160-0004  
東京都新宿区四谷一丁目6番1号 四谷タワー 13階